

決 定

ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関して

2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg は、2014年5月10日から効力を有し、改正及び補充された：

2020年3月5日付、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/ QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg は、2020年4月25日から効力を有している。

2001年12月25日付政府組織に関する法律に基づき；

2004年12月3日付電力法；2012年11月20日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；

2005年11月29日付投資法に基づき；

2003年11月26日付建設法に基づき；

商工大臣の提案を踏まえ；

政府首相は、ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する決定を公布する¹。

¹ 2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/ QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg は、以下の施行根拠を有する：

“2015年6月19日付政府組織に関する法律に基づき；

2004年12月3日付電力法；2012年11月20日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；

2014年11月26日付投資法；2016年11月22日付投資法の改正及び補充に関する法律に基づき；

2014年6月18日付建設法に基づき；

2017年11月24日付計画法に基づき；

商工大臣の提案を踏まえ；

政府首相は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する首相決定 No.24/2014/ QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定を公布する。”

第1章 一般規定

第1条. 調整範囲及び適用対象

1.² 本決定は、ベトナムにおけるグリッドに接続されたバイオマスエネルギーを利用する発電プロジェクト（以下、「バイオマス発電プロジェクト」という。）開発の奨励メカニズムに関して規定する。

2.³ 本決定の適用対象は、バイオマス発電プロジェクトの開発に関連する電気事業に参加する組織又は個人を含む。

第2条. 用語解説

本決定において、以下の各用語は次のように解釈される；

1.⁴ 「電力購入者」とは、ベトナム電力公社（EVN）、権限を委任されたメンバー企業、又は法令の規定に従って先述した組織の権利及び義務を受け入れた組織のことをいう。

2.⁵ 「売電者」とは、バイオマス発電プロジェクトからの発電領域における活動に参加する組織若しくは個人、又は法令の規定に従って先述した組織若しくは個人の権利及び義務を受け入れた個人若しくは組織のことをいう。

3. 「電力を生産するために利用するバイオマスエネルギー」は以下を含む：農業生産における副産物及び廃棄物、農林産物の加工品、並びに電力生産のための燃料として利用可能な他の作物。

4. 「バイオマス発電プロジェクト」とは、電力生産のためにバイオマスエネルギーを主に利用する発電プロジェクトのことをいう。

5. 「グリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクト」とは、生産された電力の一部又は全てを国家グリッドに供給するために、国家グリッドに接続し、建設されたバイオマス発電プロジェクトのことをいう。

6. 「接続ポイント」とは、売電者の送電線が電力購入者の電力システムに接続している場所のことをいう。

² 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第1項で改正され、2020年4月25日から効力を有している。

³ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第1項で改正され、2020年4月25日から効力を有している。

⁴ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第2項で改正され、2020年4月25日から効力を有している。

⁵ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第2項で改正され、2020年4月25日から効力を有している。

7. 「メーターの設置所」とは、売電者からの売電生産量を確定するために電力売買契約において合意された計量設備を設置した場所のことをいう。

8.⁶ (削除)

9. 「グリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクトのためのモデル電力売買契約」とは、売電者と電力購入者との間でグリッドに接続されたバイオマス発電プロジェクトから生産される電力の売買取引に適用するための根拠となる、商工省により公布された電力売電契約のことをいう。

10.⁷ (削除)

11.⁸ (削除)

12. 「バイオマス火力発電プロジェクトの主な項目」には、ボイラー、タービン、発電機及び変電所を含む。

13. 「コージェネレーションプロジェクト」とは、熱源と電力をともに同時に生産かつ供給するバイオマス発電プロジェクトのことをいう。

第2章

バイオマス発電の開発及びマスタープラン

第3条.⁹ (削除)

第4条.¹⁰ (削除)

第5条.¹¹ (削除)

第6条. バイオマス発電プロジェクトの投資及び建設¹²

1. バイオマス発電プロジェクトの開発はマスタープランに従って実施される。バイオマス発電プロジェクトのマスタープランへの追加に関する審査決定及び承認は、マスタープランに関する現行法令の規定に従って実施される。

⁶ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第3項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

⁷ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第3項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

⁸ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第3項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

⁹ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第3項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

¹⁰ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第3項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

¹¹ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第3項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

¹² 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第4項で改正され、2020年4月25日から効力を有している。

各レベルの電力開発マスタープランにおけるバイオマス発電プロジェクトは、2017年計画法第59条、及び2019年8月16日付2017年計画法の一部の条項を説明する国会常務委員会決議 No.751/2019/UBTVQH14 における経過措置規定により、承認及び実施される。

2. バイオマス発電プロジェクトの主要な設備は、現行規定に従って技術基準に適合していなければならない。バイオマス発電プロジェクトの電力品質は、現行規定に従って、電圧及び周波数に関する技術要求、並びに国家電力システムの運用に関する要求を満たさなければならない。

3. バイオマス発電プロジェクトの投資及び建設は、投資、建設、電力安全、土地、防火及び環境保全に関する法令、並びに関連法令の他の規定に従って実施される。

第7条. バイオマス発電プロジェクトの電力システムへの接続¹³

1. 売電者は、売電者の発電所から電力購入者のグリッドへの接続ポイントまでの電気計量設備、送電線及びブースター変電所（存在する場合）の投資、据付け、運転及びメンテナンスの責務を負う；計量に関する法令の規定に正しく従い、電気計量設備の認証、較正及び試行を実施する。

2. 接続ポイントは、売電者の発電所の送電容量を確保し、承認されたマスタープランに合致しているという原則に基づいて、売電者と電力購入者が合意する。接続ポイントが計量設備の設置ポイントと異なる場合、売電者は接続された送電線の電力損失及び発電所のブースター変電機の損失を負う。

第8条.¹⁴ (削除)

第9条.¹⁵ (削除)

第10条.¹⁶ (削除)

第3章

バイオマス発電プロジェクトの開発支援メカニズム

第11条. 発電プロジェクトからの電力購入責務¹⁷

¹³ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第5項で改正され、2020年4月25日から効力を有している。

¹⁴ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第6項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

¹⁵ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第6項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

¹⁶ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第6項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

¹⁷ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第7項で改正され、2020年4月25日から効力を有している。

1. 電力購入者は、国家電力システムの運用、並びに電力分野の標準及び技術基準に適合するバイオマス発電プロジェクトから生産される電力を全て購入する責務を有する。

2. モデル電力売買契約は、売電者と電力購入者との間の電力売買においてバイオマス発電プロジェクトの適用は義務である。

3. バイオマス発電プロジェクトの電力売買契約の期限は、商業運転日から20年間である。この期間が経過したのち、契約延長又は新たな契約署名は、契約延長の署名又は新たな契約署名の時点での法令の規定に従って実施する。

第12条.¹⁸ (削除)

第13条.¹⁹ (削除)

第14条. バイオマス発電プロジェクトに対する電力価格²⁰

1. コージェネレーションプロジェクトについて：メーターの設置場所における電力購入価格は、7.03 US¢/kWhに相当する1,634 ドン/kWhであり、適用レートは2020年2月21日にベトナム国家銀行が公表した米ドルに対するベトナムドンの中央レートである。

2. コージェネレーションプロジェクトではないプロジェクトについて：メーターの設置場所における電力購入価格は、8.47 US¢/kWhに相当する1,968 ドン/kWhであり、適用レートは2020年2月21日にベトナム国家銀行が公表した米ドルに対するベトナムドンの中央レートである。

3. 本条第1項及び第2項に規定する電力購入価格は付加価値税（VAT）を含んでおらず、ドン/米ドル（US¢/kWh相当で算出）の変動によって調整され、適用レートは売電者が支払請求書を発出した日のベトナム国家銀行が公表した米ドルに対するベトナムドンの中央レートである。

4. 本決定の公布時点の前に発電の運転をしたバイオマス発電プロジェクトは、署名された電力売買契約の残りの有効期間において、本決定の効力を有する日から、本条第1項及び第2項の電力購入価格が適用される。

¹⁸ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第8項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

¹⁹ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第8項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

²⁰ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第9項で改正され、2020年4月25日から効力を有している。

5. 本条第1項及び第2項に掲げるバイオマス発電プロジェクトからの電力購入費用は、ベトナム電力公社（EVN）の年間売電価格計画の入力パラメータに計算され、十分に含まれる。

6. 本規定による電力購入価格が適用されるバイオマス発電プロジェクトは、他の現行の規定に基づくプロジェクトの電力生産量のための価格メカニズムは適用されない。

第15条.²¹ (削除)

**第4章
実施体制**

第16条. 関連組織及び個人の責務²²

1. 商工省

a) 実施し、ガイダンスし、（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会と協働し、本決定の実施の検査及び細やかな監督を行う。

b) 本決定の規定によるバイオマス発電プロジェクトに適用されるモデル電力売買契約を公布する。

c) バイオマス発電所の設備、検収及び試験運営に関する規定及び技術基準を公布する。

d) バイオマス発電プロジェクトの電力購入価格のリストを監査、提案及び調整し、政府首相が検討及び決定をするよう、（政府首相に）報告する。

2. （地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会

a) その地盤におけるバイオマス発電プロジェクトの投資、実現及び開発のために、補償、土地収用、インフラ、人的リソースに関して、共働し、投資家を支援する。

b) 権限に従った地域におけるバイオマス発電プロジェクトの実施及び開発について、監視、監査及び検査を行う。

c) 現行法令の規定に従って、地域におけるバイオマス発電の関連活動に関する国家管理の任務を実施する。

²¹ 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第10項で削除され、2020年4月25日から効力を有している。

²² 本項は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第1条第11項で改正され、2020年4月25日から効力を有している。

3. ベトナム電力公社 (EVN)

ベトナム電力公社 (EVN) は、バイオマス発電プロジェクトの電力購入費用を、ベトナム電力公社 (EVN) の年間売電価格計画の入力パラメーターに十分に含んで計算し、権限ある当局に承認を受ける責務を有する。

4. 売電者

電力システム運用規定、送電システム、配電システム及び計量システムの規定、並びに関連規程を遵守する。

第 17 条. 施行効力²³

1. 本決定は、2014 年 5 月 10 日から施行の効力を有する。

2. 大臣、(中央政府の) 省レベルの機関の長、政府直轄機関の長、及び(地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会委員長；ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクトの開発活動に関与する機関、ユニット及び関連組織の長が、本決定を実施する責務を有する。

商 工 省

No.51/VBHN-BCT

確実な統合文書

ハノイ、2020 年 5 月 5 日

宛先:

- 首相府 (報告のため) ;
- 司法省 (監視のため) ;
- 商工省官房 (商工省ウェブサイト掲載のため)
- (商工省) 法制局 (国家データベース掲載のため) ;
- 保管: VT, KTN (3b) . KN240

大 臣

チャン・トウアン・アイン

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責務を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。

²³ 2014 年 3 月 24 日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定 No.08/2020/QĐ-TTg 第 2 条は、2020 年 4 月 25 日から効力を有しており、以下のとおり規定している：

“第 2 条 施行効力

1. 本決定は、2020 年 4 月 25 日から施行の効力を有する。

2. 大臣、(中央政府の) 省レベルの機関の長、政府直轄機関の長、及び(地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会委員長；ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクトの開発活動に関与する各機関、ユニット及び関連組織の長が、本決定を実施する責務を有する。”